

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品起因による事故ではないと判断した案件について

平成30年2月21日
経済産業省産業保安グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」)第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、ガス機器・石油機器に関する事故及び製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件、並びに、製品起因による事故ではないと考えられ、今後、第三者判定委員会において審議を予定しているものとして公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『平成29年度第1回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、製品起因による事故ではないと判断したのでお知らせします。また、併せて、被害が重大ではなかったことが判明した案件についてもお知らせします。

なお、このお知らせをもちまして、当省HP内の『製品安全ガイド』に公表している製品事故データベースより事故情報を削除します。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】※消安法

(内閣総理大臣への報告等)

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201500861 平成28年3月1日(福岡県) 平成28年3月17日	ガス栓(都市ガス用)	G025-12R	光陽産業株式会社	(火災) 当該製品に接続したガス こんろを点火したところ、 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はヒューズ機能(過流出防止機構)を内蔵する2口ガス栓(右側:ホースエンド型、左側:コンセント型)で、一定以上のガス流量になるとヒューズ機構が作動する仕様である。 ○当該製品はこんろ台内部左下側に設置されており、事故発生時、右側ガス栓はガスこんろに接続され、左側ガス栓には何も接続されていなかった。 ○当該製品は左側ガス栓にすずの付着が多く認められた。また、つまみは左右とも焼損していたが、左側つまみが著しく焼損していた。 ○当該製品の左側ガス栓キャップは外れていたが、ガス栓キャップが斜めに取り付けられたような痕跡が認められた。 ○気密試験及びヒューズ機構の作動試験を行った結果、異常は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のヒューズ機構に異常は認められないことから、不使用側ガス栓が開状態になりガス栓コンセントに不完全に装着されていたキャップの隙間からヒューズ機構が作動しない程度のガスが漏洩えいし、ガスこんろの火が引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
2	A201600315 平成28年7月22日(東京都) 平成28年9月14日	カセットこんろ	CB-RBT-W (岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所(岩谷産業株式会社ブランド)	(火災、軽傷1名) 当該製品に装着したガス ボンベが破裂する火災が発生し、当該製品を焼損し、1名が火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は水皿(汁受けトレイ)付の仕様であったが、カセットボンベの破裂後、水皿から炎が出ていた。 ○事故発生後、当該製品の器具栓つまみは点火位置となっていた。 ○カセットボンベ設置側が著しく焼損しており、カセットボンベは頭部分が抜け、底部は変形していた。 ○当該製品の水皿には油かすが多量に付着しており、本体全体も油が付着していた。 ○当該製品にはカセットボンベが過熱されて容器内の圧力が異常上昇した際、自動的にカセットボンベが外れる圧力感知安全装置が備わっていた。 ○同等品でカセットボンベの内圧が上がる状況を再現したところ、圧力感知安全装置が作動し、カセットボンベが本体から外れることが確認された。 ○事業者指定のカセットボンベ及び事故発生時に使用されていたものと同型のカセットボンベをそれぞれ同等品に使用し、燃焼安定時のガス漏出の有無を確認したところ、どちらもガスの漏出は確認されなかった。 ●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	・A201600689(カセットボンベ)と同一事故
3	A201600438 平成28年11月1日(富山県) 平成28年11月10日	石油ストーブ(開放式)	RS-S23B	株式会社トヨミ	(火災) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品は使用中であった。 ○外郭は著しく焼損し、火災時の落下物により、変形していた。 ○燃焼筒には、顕著なすずの付着等、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクは当該製品内部に格納されており、ロ金キャップは正常に締められていたが、樹脂製の油量計は焼失していた。 ○カートリッジタンク及び油受皿に灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
4	A201600505 平成28年11月25日(東京都) 平成28年12月6日	石油温風暖房機(開放式)	FW-5614L	ダイニチ工業株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品に給油し、約2時間使用したところ、置台から出火した。 ○当該製品内部の残油を調査したところ、ガソリンの成分が検出された。 ●当該製品にガソリンを誤って給油したため、使用中に異常燃焼して火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ガソリンなどの揮発性の高い油は絶対に使用しない。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A201600525 平成28年12月8日(東京都) 平成28年12月15日	ガスこんろ(都 市ガス用)	IC-E700F-L	パロマ工業株 式会社(現 株 式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用中、当該 製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○当該製品で天ぷら油を加熱していた際、火災となった。 ○使用者は、こんろの火を消し忘れていた。 ○当該製品は、2口こんろバーナーの両方に調理油過熱防止装置が搭載されていない製品であった。 ○当該製品にガス漏れは認められず、現在も使用者宅で使用されている。 ●当該製品に異常が認められないことから、使用者が天ぷら油を鍋に入れ、当該製品で加熱している最中に、こんろの火を消し忘れて放置したため、天ぷら油が過熱されて発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「火を付けたままの移動、外出、就寝禁止。」の旨、記載されている。	
6	A201600547 平成28年12月2日(東京都) 平成28年12月27日	カセットこんろ	CB-ECO-1(1) (岩谷産業株 式会社ブラン ド)	株式会社旭製 作所(岩谷産 業株式会社ブ ランド)	(火災) 当該製品に他社製のカ セットポンペを装着して使 用中、当該製品の周辺を 焼損する火災が発生し た。	○使用者は、当該製品を使用中にポンペカバーの穴から炎が見えたため、ポンペを外して当該製品の火を消したが、カセットポンペからは火が噴き続けていたとの申出内容であった。 ○当該製品に接続されていたカセットポンペは他社製であり、内部のガスは空になっていた。 ○当該製品の表面、内部及びマグネットに異常は認められなかった。 ○当該製品に正規品及び焼損したカセットポンペの同等品をセットしてガス漏れ試験を実施したところ、ガス漏れは検知されなかった。 ○焼損したカセットポンペのステム、リング及びスプリングに、傷や変形は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常が認められないことから、当該製品とカセットポンペの接続の不具合によりガスが漏れ、漏出したガスにバーナーの火が引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
7	A201600573 平成28年12月9日(神奈川県) 平成29年1月10日	石油ストーブ (開放式)	RX-2212Y	株式会社コロ ナ	(火災、重傷2名) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生し、2名が 重傷を負った。	○事故発生当時の詳細な使用状況は不明であった。 ○給油時自動消火装置のばねは、カートリッジタンクが装着状態の位置で固着していた。 ○カートリッジタンクに異常は認められなかった。 ○当該製品に燃料漏れ及び異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○対震自動消火装置は作動しておらず、しん上下レバーの位置は燃焼可能位置であった。 ○天板中央部が高温となり、ほうろうが溶融し泡吹き状態となっていた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に燃料漏れや異常燃焼の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
8	A201600585 平成29年1月10日(神奈川県) 平成29年1月13日	石油ストーブ (開放式)	SX-E2411Y	株式会社コロ ナ	(火災) 当該製品を使用中、当該 製品を焼損する火災が発 生した。	○当該製品は点火後に異音が生じ、炎が天板から約30cmの高さになった。 ○使用者は事故発生時に火力調節範囲より小さい火力で使用していたが、しん調節つまみが回らず、消火ボタンでも消火しなかったため、消火器で消火した。 ○しんの先端は毛羽立ち、硬くなっており、タールの付着が認められた。 ○当該製品の外観や内部部品に変形、組立不良等は認められなかった。 ○しん調節つまみは回転し、消火ボタン及び対震自動消火装置は正常に機能した。 ○しん調節つまみの機構部分に異物等の混入はなく、部品や外郭との干渉やその痕跡は認められなかった。 ○最大の火力及び火力調節範囲より小さい火力で燃焼実験を行ったところ、異音の発生及び炎が天板を超えることはなく、燃焼状態に異常は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A201600587 平成28年12月19日(宮崎県) 平成29年1月13日	石油ストーブ (開放式)	RX-221	株式会社コ ナ	(火災) 当該製品を使用中、建物 2棟を全焼、1棟を類焼す る火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○点火して30分後、「ポツ」と音がしたので当該製品を見ると、燃烧筒下部のおおい板背面の隙間から2～3cmの炎が上 がっており、しん調節レバーを消火位置にしたが炎は弱まらなかった。 ○おおい板と反射板が赤くなり、燃烧筒の下部(外筒ベース)から炎がこぼれ落ちるように見え、その後置台から炎が筋 状に流れた。 ○当該製品の焼損は著しく、火災熱の影響と焼損した落下物により、外郭鋼板が変色、変形していた。また、操作機構 部のしん調節レバーは消火位置で固着し、燃烧筒ガラス外筒は溶融していた。 ○油受皿及びカートリッジタンクに油漏れの痕跡は認められなかった。 ○燃烧筒にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、内部からの油漏れや異常燃焼の痕 跡は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
10	A201600598 平成28年12月25日(沖縄県) 平成29年1月17日	ゴム管(LPガ ス用)	EC10021	株式会社十川 ゴム	(火災) 当該製品に接続している ガスこんろを点火したとこ ろ、当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生し た。	<ul style="list-style-type: none"> ○ガスこんろがガス栓側の壁近くに設置されており、当該製品がガスこんろに接触していた。 ○当該製品の焼損が著しい部分はガスこんろのグリル排気口近くにあった。 ○当該製品のガス栓側端部から約3cmの部分が破断し、破断した部位は他の部位より硬くなっていた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品とガス栓の接続部がガスこんろのグリ ル排気口近くに設置されていたため、グリル使用時の熱により劣化して亀裂が生じ、漏えいしたガスにガスこんろの火が 引火し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
11	A201600601 平成28年12月17日(岐阜県) 平成29年1月18日	ガスこんろ(LP ガス用)	GIC60- 3PBHD-1(タカ ラスタンダード 株式会社ブラン ド)	パロマ工業(株) (現 株)パロ マ(タカラスタ ンダード株)ブラン ド)	(火災、軽傷1名) 石油ストーブを点火したと ころ、爆発を伴う火災が発 生し、当該製品の周辺を 破損し、1名が火傷を負っ た。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外観に焼損は認められなかった。 ○当該製品の右こんろ器具栓及びグリル器具栓の樹脂部品が焼損していたが、ガス通路にガス漏れは認められなかつ た。 ○当該製品を設置したキッチン下側のキャビネット内部に、焼損は認められなかった。 ○現場には、バイク、エンジン部品、ガソリン携行缶等が置かれていた。 ●詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められな いことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
12	A201600605 平成28年12月30日(埼玉県) 平成29年1月19日	石油ストーブ (開放式)	RX-227	株式会社コ ナ	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発 生し、1名が死亡した。現 場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、全体的に焼損が著しく、天板の中央部は落下物によるものと思われる変形が認められた。 ○当該製品の天板に焼損した繊維等の付着は認められなかった。 ○燃焼筒の外炎筒、内炎筒、天板の裏面及び置台にすずの付着はなく、異常燃焼した痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクの口金は閉まった状態で当該製品にセットされており、タンク本体に変形、亀裂等の異常は認めら れなかった。 ○油受皿に油漏れ等の異常は認められなかった。 ○しんは、対震自動消火装置が正常に作動した位置にあり、対震自動消火装置に異常は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認めら れないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
13	A201600632 平成29年1月19日(大阪府) 平成29年1月30日	カセットボンベ	コン郎ボンベ	株式会社東海	(重傷1名) 当該製品を装着していたカセットこんろが落下後、漏洩したガスにガスこんろの火が引火し、火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はテーブル上に置かれていたカセットこんろ内に入っていたが、カセットこんろの着脱レバーは下がっていなかった。 ○使用者がカセットこんろをテーブルから落下させた際、当該製品の側面に亀裂が生じ、ガスが漏れた。 ○使用者は、当該製品をガスが漏れたままガスこんろを使用している台所に持って行った。 ○当該製品の側面に擦り傷と8mmのL字形の亀裂があった。 ○カセットこんろのカセットボンベ装着部側面に容器カバー固定部があった。 ○当該製品の亀裂部をはんだで塞ぎ、ガスを充填しJIS規格の試験を行ったところ、ガス漏れ等の異常はなかった。 ●当該製品は、カセットこんろに固定されておらず、その状態で使用者がカセットこんろをテーブルから落下させたことで当該製品がカセットこんろの容器カバー固定部に接触して側面に亀裂が生じ、亀裂からガスが漏れたまま火気に近づけたため引火したものと推定される。 	
14	A201600641 平成29年1月22日(福岡県) 平成29年1月31日	ガストーチ	CB-TC-BZ(岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所(岩谷産業株式会社ブランド)	(火災) 店舗の厨房で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のステンレスパイプの先端(火口)は、使用時の熱で焼け、さびが生じ、落下等によるものと推定される著しい変形が認められた。 ○樹脂ボディ上部等に熱変形、焦げ及び破損が認められた。 ○当該製品と事故発生時のガスボンベの組合わせで点火させたところ異常燃焼は認められなかった。 ○当該製品の樹脂カバーを外し、石けん水を用いてガス通路部のガス漏れを確認した結果、ガス漏れは認められなかった。 ○ガス通路であるノズルボディとプレヒートパイプのろう付け部に亀裂等の異常は認められなかった。 ○ガスシール部のOリングに異常は認められず、異物の付着も認められなかった。 ○当該製品を対象物に近接させた使用を想定して、火口を木板に押し当てて燃焼させた結果、異常は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
15	A201600642 平成29年1月17日(鹿児島県) 平成29年1月31日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-39P-L	株式会社パロマ	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○出火時、家人は留守であった。 ○事故発生時、当該製品を接続していたガス栓は開いており、当該製品の操作ボタンのロック装置は、左こんろ、右こんろ及びグリルのいずれもロック解除状態であった。 ○当該製品の左こんろ上にはごみの入ったポリ袋、右こんろ上にはベット用尿吸収シートの束が置かれていた。 ○当該製品はプッシュして点火するタイプのもので、操作ボタンの操作力(点火時にボタンを押す力)は、こんろ:約12~15N、グリル:約10Nで、バーナーの燃焼が継続するまでの押し時間は約0.5秒であり、偶発的な点火を防ぐロック装置もあることから、ロックしていれば、容易に点火される機構ではなかった。 ●出火時の詳細な状況が不明のため原因の特定には至らなかったが、当該製品は事故の出火時に使用されていないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
16	A201600661 平成29年1月16日(愛知県) 平成29年2月6日	ガス栓(都市ガス用)	N-543B	株式会社藤井合金製作所	(火災) 保育園で当該製品に接続していたガス温風暖房機を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用中のガス温風暖房機の向きを変えたところ、当該製品からガスホースが外れて出火し、ガス温風暖房機の一部を焼損した。 ○当該製品のガスホース接続部の寸法に異常は認められなかった。 ○当該製品に接続していたガスホースに焼損はなく、ガス漏れは認められなかった。 ●当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
17	A201600668 平成29年1月23日(兵庫県) 平成29年2月10日	石油ストーブ (開放式)	KX-E297WY	株式会社コ ナ	(火災) 当該製品を使用中、当該 製品を焼損する火災が発 生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生日時、使用者が居間で倒れており、その横で当該製品が後ろ向きに倒れ、しん調節つまみ付近に火が見えた。 ○しん調節つまみ等の樹脂部品が焼損していた。 ○本体内部の対震自動消火装置やしん上下機構の樹脂部品等が焼失していた。 ○しんの先端部にタールが付着していた。 ○しんの吸い上げ部の一部がしん案内筒(内側)に溶着し、一部が焼損していた。 ○燃焼筒にすすの付着は認められず、異常燃焼の痕跡はなかった。 ○置台の上に油漏れの痕跡はなかった。 ●当該製品は、しんの先端にタールが生成していたことから、当該製品が転倒して対震自動消火装置が作動した際にしんが完全に下がらず、しんの上部で燃焼が継続して樹脂製のしん調節つまみ等が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
18	A201600678 平成29年1月31日(兵庫県) 平成29年2月15日	カセットボンベ	Cooking Fire (株式会社グ リーンウッドブ ランド)	日本瓦斯株式 会社(株式会 社グリーンウッ ドブランド)	(火災) 当該製品を他社製のカ セットこんろに装着したと ころ、カセットこんろを焼損 する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者がカセットこんろに当該製品を装着したところ、接続部から漏れたガスに引火した。 ○当該製品の外装にすすが少し付着していた。 ○当該製品のステム部及びボス部に傷等の異常は認められなかった。 ○当該製品にはガスが残っておらず空の状態であった。 ○当該製品にガスを充填したところ、ガス漏れは認められなかった。 ○当該製品のステム部を分解したところ、パッキンに亀裂等の異常は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	A201600671(カセ ットこんろ)と同一事 故
19	A201600682 平成29年1月30日(東京都) 平成29年2月16日	ガスこんろ(都 市ガス用)	RBG-31J5S-R	リンナイ株式 会社	(火災) 当該製品を使用中、当該 製品を焼損する火災が発 生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品の右こんろの炎の状態が赤火になり、調子が悪い状態であることに気が付きながら使用していた。 ○当該製品の右こんろの内部には、油分を含む煮こぼれが多量に堆積しており、点火用の高圧コード配線の被覆の一部が焼損していた。 ○当該製品の外観には、焼損等の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の右こんろのバーナーキャップは著しく腐食劣化し、全体が欠けて板厚が薄くなっていた。 ○当該製品の右こんろの腐食劣化したバーナーキャップで燃焼を行うと、赤火が混じった不均一な炎の状態が認められ、右バーナー下部の堆積した煮こぼれに火が着くことが認められた。 ○当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、バーナーキャップが腐食劣化した状態で使用者が使用を継続したことから、バーナーキャップとバーナーボディの間に生じた隙間から炎がバーナー下部へ逆流して機器内部に堆積していた煮こぼれ等に着火し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「薄くなったり変形して炎がふぞろいになったらバーナーキャップの交換が必要である。バーナーキャップが汚れていたら拭き取る。」旨、記載されている。 	
20	A201600689 平成28年7月22日(東京都) 平成29年2月17日	カセットボンベ	ジョイファイ ヤー	日本瓦斯株式 会社	(火災、軽傷1名) 当該製品を他社製のカ セットこんろに装着してい たところ、当該製品が破裂 し、カセットこんろを焼損す る火災が発生し、1名が火 傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品が破裂した際、カセットこんろの水皿(汁受けトレイ)から炎が出ていた。 ○カセットこんろの水皿には油かすが多量に堆積しており、その一部は高温によって白く変色していた。 ○カセットこんろの器具栓つまみは点火位置で焼損していた。 ○当該製品は頭部分が抜けて底部が変形しており、缶体には広範囲に過熱痕が認められた。 ○当該型式は接続部から可燃性ガスが漏れることがあるとしてリコールがされていたが、当該製品の接続部とその周辺には過熱痕やすすの付着がなく、リコール事象の痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められず、カセットこんろの水皿に多量の油かすが堆積していたことから、引火した油かすによって当該製品が過熱されて破裂に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	A201600315(カセ ットこんろ)と同一事 故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
21	A201600695 平成29年1月14日(滋賀県) 平成29年2月17日	密閉式(FF式) ガス瞬間湯沸 器(LPガス用)	GQ-1637WS- FFA	株式会社ノー リツ	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品本体の外郭に焼損は認められなかった。 ○当該製品の外装表面にすずが付着していたが、外装の塗膜にはく離は認められなかった。 ○当該製品のガス配管に熱影響の痕跡は認められなかった。 ○残存する給排気管及び延長配管に変形、焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品の施工に異常は認められなかった。 ○延長配管のトタン屋根貫通部は、焼損して確認できなかったが、本体近傍の延長配管に過熱の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間3年
22	A201600698 平成29年2月1日(東京都) 平成29年2月20日	石油温風暖房 機(開放式)	FW-3214S	ダイニチ工業 株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を運転中、使用者は焦げ臭いと感じ居室を確認するとソファが燃えていたため消火した。 ○当該製品は、正常に運転が可能であった。 ○前パネル左下の一部に焼け、置台前部左側の一部に焼けが認められた。 ○操作基板、メイン基板、配線類に焼損は認められなかった。 ○電磁ポンプと送油パイプ、気化器と逃げパイプの締結用ナットに緩みは認められなかった。 ○気化器に焼けた痕跡は認められず、バーナー網にすずの付着は認められず、バーナーの混合器内部にすずの吸い込みは認められなかった。 ○燃焼室内部にすずの付着は認められなかった。 ○カートリッジタンクには焼けた痕跡及び変形は認められず、口金の取っ手(樹脂製)等に焼けた痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められず正常に運転が可能であったことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
23	A201600723 平成29年2月14日(三重県) 平成29年2月28日	石油ストーブ (開放式)	不明(KCP- 296W又は KCP-297WYと 推定)	株式会社コロ ナ	(火災) ビニールハウス内で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が給油したカートリッジタンクを当該製品に戻そうとした際、当該製品が後方に転倒して出火した。 ○過去に使用者がしんを交換したことがあった。 ○当該製品の焼損は著しかった。 ○カートリッジタンクは焼損しているが、灯油漏れを起こした痕跡は認められなかった。 ○燃焼筒の内部に異常なすずの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。 ○油受皿に灯油漏れを起こした痕跡は認められなかった。 ○しん調節軸の金具の取付け位置が正常位置とは異なっており、しんは完全に下りきっていなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品を倒した際に灯油がこぼれたため、当該製品の火がこぼれた灯油に着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
24	A201600733 平成29年2月18日(大阪府) 平成29年3月2日	ガスこんろ(都 市ガス用)	GT-BS1R	松下電器産業 株式会社(現 パナソニック株 式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品で鍋を調理中に、「パン」という異音が生じて機器右側の背面から10cm程度の炎が上がった。 ○使用者が点火つまみを消火位置に戻したが消火しなかったため、ガスの元栓を閉めて消火した。 ○トッププレート等が黒く塗られており、内部のこんろバーナーとバーナー受けにやすり等で磨かれた等の分解された痕跡が認められたが、当該製品が分解された時期や分解を行った者については不明であった。 ○ガス経路の二次側(ガス元電磁弁からバーナーまで)は、右こんろのガス導管と器具栓の接続部で若干のガス漏れが認められ、Oリングが正常な取付け位置からずれていた。 ○右こんろのガス導管と器具栓との接続部のOリングが劣化してもろくなっており、かみ込んだ痕跡が認められた。 ●当該製品は、分解された痕跡があり、右こんろのガス導管接続部のOリングが所定の位置からずれていたことから、使用に伴いOリングの劣化によるシール性が低下したことでガスが漏れ、こんろの火が引火して内部配線の一部が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
25	A201600736 平成29年1月(大阪府) 平成29年3月2日	石油ストーブ (開放式)	SX-E357WY	株式会社コロ ナ	(CO中毒、死亡2名) 一酸化炭素中毒で2名が 死亡し、現場に当該製品 があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のしん調節つまみは、燃焼量が最大の位置で停止していた。 ○当該製品は燃焼筒の拡炎板の爪が折れて破断し、拡炎板は上下逆さまの状態では燃焼筒の上部に置かれていた。 ○拡炎板の爪は、構造上、容易に破断するものではなかった。 ○当該製品を事故当時の状態で燃焼させたところ、燃焼排ガス中の一酸化炭素と二酸化炭素の比がJISの規格値(0.001以下)を超え、密閉試験では一酸化炭素と二酸化炭素の比がJISの規格値(0.005以下)を超えたことから、当該製品が異常燃焼していることが判明した。 ○当該製品の拡炎板を正常な状態に戻して燃焼させたところ、燃焼排ガスはJISの規格値を満足した。 ○燃焼筒にすずの付着や変形は認められなかった。 ○しんに異常は認められなかった。 ○油受皿やカートリッジタンクに漏れは認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、燃焼筒の拡炎板の爪が破損し、上下逆さまの状態では燃焼筒の上部に置かれていたため燃焼時に不完全燃焼となり、高濃度の一酸化炭素が発生して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
26	A201600749 平成29年3月2日(和歌山県) 平成29年3月9日	ガスオープンレ ンジ(LPガス 用)	LR318S	株式会社ター ダ(現 株式会 社ハーマン)	(火災、軽傷1名) 学校で当該製品を使用 中、当該製品を焼損する 火災が発生し、1名が軽傷 を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、37年前に購入されたものであり、外観に異常は認められず、現在も継続して使用されている。 ○当該製品は、扉を開けた状態で点火操作を行う仕様であった。 ○当該製品は正常に点火し、異常は認められなかった。 ●当該製品にガス漏れ、点火不良等の異常は認められず、火が消えていることに気付いた使用者が扉を開けて再点火したところ、内部に滞留していた未燃ガスに着火し、扉の間から炎が噴き出したものと推定される。 	
27	A201600764 平成29年3月2日(福岡県) 平成29年3月17日	ガスこんろ(LP ガス用)	IC-E700CF-L	パロマ工業株 式会社(現 株 式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用中、当該 製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、新聞紙を敷いた置台の上に設置されていた。 ○グリル庫内には、多くの食品残渣物及び油分が付着、堆積していた。 ○当該製品で魚を焼き、取り出して食事をした後出火した。 ○使用者は当該機器を使用したあと火を消したかどうか覚えていなかった。 ○当該製品のグリルには、過熱防止装置及び消し忘れ防止装置は搭載されていなかった。 ●当該製品は、グリル使用後の消し忘れによりグリル庫内が過熱し、食品残渣物が発火し周囲へ延焼したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「使用後の消火を必ず確かめる。グリル使用後は必ず掃除をする。」旨、記載されている。</p>	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(2) ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201600181 平成28年6月27日(東京都) 平成28年7月11日	電気冷蔵庫	SR-48R	三洋電機株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の左側面は外れて傾いており、製品下部に焼損が認められた。 ○当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源プラグに焼損が認められ、両栓刃に溶断及び溶融痕が認められた。 ○当該製品の電源プラグが挿入されていた3口マルチタップに焼損が認められたが、刃受金具に溶融は認められなかった。 ●当該製品内部に出火した痕跡が認められず、電源プラグの両栓刃に溶融が認められたことから、電源プラグの栓刃間でトラッキング現象が生じ、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
2	A201600196 平成28年6月24日(大阪府) 平成28年7月15日	LEDランプ(直管形)	AK-LINE-40Y	株式会社アヴェイル	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は照明器具との接続部が焼損し、接続端子が焼失していた。 ○電源基板は電源入力端子付近が焼損し、バリスター、抵抗及び整流器が焼失していた。 ○トランス、コンデンサー等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○蛍光灯器具に当該製品を取り付ける際、安定器のバイパス工事を行う必要があるが、安定器のバイパス工事が行われていなかった。 ●当該製品を蛍光灯器具に取り付ける際に必要な安定器のバイパス工事が行われていなかったため、当該製品に高電圧が加わり、基板上のバリスターが破裂、出火し、周辺の樹脂に着火したものと推定される。 なお、施工説明書には、「安定器のバイパス工事を実施する。」旨、記載されている。 	
3	A201600436 平成28年10月27日(東京都) 平成28年11月8日	エアコン	SRS22ZE-W	三菱重工株式会社(現 三菱重工サマルシシステムズ株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、正面から見て右側の焼損が著しく、右側下部に取り付けられているファンモーターの接続端子に溶融痕が認められた。 ○ファンモーター表面の付着物からエアコン洗浄剤と思われる成分が検出された。 ○制御基板、接続端子台、ルーバーモーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該住宅は賃貸住宅で、現在の使用者はエアコン洗浄をしていなかったが、使用者が入居する前の使用状況は確認できなかった。 ○ファンモーター取付け部は前面パネルで遮蔽しているため、洗浄剤が容易に浸入しない構造であった。 ●当該製品のファンモーター接続端子部にエアコン洗浄剤が付着したため、コネクタ端子が腐食して接触抵抗が増加し、異常発熱が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、発煙、発火する恐れがある。」旨、記載されている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。 	・使用期間:3年(入居後の使用期間、製造時期から13年と推定)
4	A201600739 平成29年2月23日(新潟県) 平成29年3月3日	コンセント	1132	神保電器株式会社	(火災) 事業所で火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は前面カバーが焼損していたものの、側面及び背面に焼損は認められなかった。 ○製品内部の刃受金具等に、溶融、焼損等の異常は認められなかった。 ○事故発生当時、当該製品に電気製品は接続されていなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201600018 平成28年3月13日(東京都) 平成28年4月8日	収納家具(ハンガーラック)	(重傷1名) 当該製品を組み立てていたところ、当該製品のフレームが倒れ、腰部を負傷した。	<p>○当該製品は、直径16mmのスチールパイプ製のフレームに布製のカバーをかぶせたハンガーラックであり、キャスターと可動棚を除いた寸法は、高さ157cm×幅52cm×奥行き63cmで、重量2.8kgの製品であった。</p> <p>○使用者は当該製品を組み立て中に、カバーの装着間違えに気付いたため、装着したカバーを上方向に抜こうとして、フレームに無理な力を加えたところ、フレームが倒れ、腰部を負傷したとの申出内容であった。</p> <p>○使用者は、カバー取付け及び取外し作業を行っていた。</p> <p>○当該製品の左側の支柱フレームが、下から約65cmの位置で製品内側に向けて折れ曲がっており、上下面を構成するフレームとの接合部も内側への屈曲が認められた。</p> <p>○カバー側面のハンガーラック固定用金具が引きちぎられたように外れており、また、カバー左上隅の縫合部が破れていた。</p> <p>○カバーをドーム状に固定する6本の補強材のうち3本が、背面の支柱フレームの位置で破断していた。</p> <p>○カバーが装着されている状態から、カバーを取り外すために、使用者は、上面を構成するフレームを、3本の支柱フレームから上方向へ抜こうとした。</p> <p>○使用者と同じ50歳代女性の平均身長155.9cm(厚生労働省の2013年の統計情報から引用)を参考に、同等品を使用して身長約155cmの女性被験者が上面を構成するフレームを支柱フレームから上方向へ抜く体勢を確認したところ、背伸び等の不安定な姿勢で行う可能性があることが認められた。</p> <p>○カバーが取り付けられた同等品の上から2本目と3本目の補強材の間のカバー部分に左側面から内側に力を加えたところ、カバー左上隅の縫合部、カバー左側面のハンガーラック固定用の金具部分及び補強材中央部の背面の支柱フレームと接する位置に力が加わることが認められた。</p> <p>○当該製品の各部の寸法を測定した結果、同等品との寸法の著しい差異は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、使用者が装着を間違えたカバーを外す際、不安定な姿勢で上面を構成するフレームを支柱から上方へ無理矢理抜こうとしたためにバランスを崩し、倒れたものと推定される。</p>	
2	A201600067 平成28年4月26日(東京都) 平成28年5月17日	運動器具(ストレッチ用)	(重傷1名) 当該製品を使用中、側腹部を負傷した。	<p>○当該製品は、空気圧で本体内部のエアバッグを膨らませ、使用者の背中や腰に伸ばし、ひねり、しめつけを与え、ストレッチを行わせる運動器具である。</p> <p>○使用者は当該製品を初めて使用し、約5分間自動で動作し続ける自動コースを2回使用したところ、左半身背中側の脇腹及び大腿部の2か所にあざができ、第11肋骨が骨折した。</p> <p>○当該製品及び同等品の自動コース動作中のエアバッグ空気圧は、JIS T 2002「家庭用マッサージ器及び指圧代用器」の規定を参考にした事業者の社内基準の範囲内を示していた。</p> <p>○当該製品及び同等品を用いて事故発生時と同じ自動コースにて被験者実験を行ったところ、被験者にけがや体調不良は認められなかった。</p> <p>○被験者実験にて、本体のしめつけ動作により被験者が受ける圧力を測定したところ、当該製品は同等品よりもしめつけ動作の圧力が約4%弱いことが認められた。</p> <p>●事故発生時の使用状況や使用者の身体的特徴の詳細が不明であり、被験者実験でけがや体調不良が認められなかったため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の動作等に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
3	A201600076 平成28年4月24日(京都府) 平成28年5月19日	ノートパソコン	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は外郭樹脂の大部分が焼失しており、リチウムイオン電池セルの全てが本体から脱落していた。</p> <p>○本体の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○脱落した電池セル6本のうち、2本に外装缶の開裂が認められたが、全ての電池セルにおいて、電極体の大部分が残存していた。</p> <p>○当該製品の近傍に置かれていたモバイルバッテリーは、内部のリチウムイオン電池セルの焼損が著しく、電極体に著しい損傷が認められた。</p> <p>○モバイルバッテリーの事業者名は特定できなかった。</p> <p>●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められなかったことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A201600117 平成28年4月30日(大阪府) 平成28年6月10日	サーモスタット	(火災) 当該製品を水槽用ヒーターに接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品に水槽用ヒーターを接続し、超音波洗浄機の水槽内の水を温めるため、40°Cの温度設定で24時間通電していた。 ○超音波洗浄機の水槽付近から上方の棚に向けて焼損した様相を呈していた。 ○当該製品の本体外郭部の樹脂が溶融していたが、内部に異常は認められなかった。 ○水槽用ヒーターは超音波洗浄機の水槽内で著しく焼損し、ヒーターコイルが断線していた。 ○水槽用ヒーターの事業者名及び型式は特定できなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められず、当該製品に接続されていた水槽用ヒーターが著しく焼損していたことから、温度センサーが水面から露出していた等の理由で水槽用ヒーターが連続通電されて空だき状態となり、ヒーターと接触した周囲の可燃物から出火、延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
5	A201600162 平成28年6月16日(大阪府) 平成28年7月4日	電子レンジ	(火災) 飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は正面の操作部及び背面が焼損していた。 ○操作部の樹脂部品は、熱で変形していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の庫内に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、電源プラグから約75cmの位置で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コードの断線部は、通常の使用において応力の加わらない位置であった。 ●事故発生時の詳細が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードに外的な応力が加わったことで芯線が断線してスパークが発生し、周囲の可燃物が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
6	A201600224 平成28年5月26日(京都府) 平成28年7月29日	投げ込み式湯沸器	(火災) 倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は樹脂製の容器内に水を入れ、当該製品で水を加熱してゴルフボールの洗浄を行っていたが、当該製品の電源を切り忘れ、事故発生時はその場を離れていた。 ○当該製品の制御部が焼損し、金属部のみ残存していた。 ○ヒーター一部に変形は認められず、ヒーター線に断線等の異常は認められなかった。 ●当該製品で樹脂製容器に入れた水を加熱し、電源を切り忘れて放置したため、容器内の水が蒸発して空だき状態になり、樹脂製容器が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体には、「樹脂製容器には使用しない。」、「使用場所から離れるときは電源を切る。」旨、記載されている。 	
7	A201600257 平成28年7月25日(埼玉県) 平成28年8月12日	液晶テレビ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、本体正面右側が焼損しており、右下部に著しい焼損が認められた。 ○制御基板、内部配線等は焼損していたが、溶融痕等の異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○その他の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の右脇に置かれたシュレッダーが著しく焼損していた。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	A201600245(シュレッダー)と同一事故
8	A201600299 平成28年7月30日(神奈川県) 平成28年9月5日	電気ケトル	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、電子レンジと電気炊飯器の間に設置されていた。 ○当該製品を中心に焼損が認められ、隣接している電気製品の当該製品側の面に焼損が認められた。 ○当該製品の樹脂製外郭は焼失していたが、内部の電気部品及びヒーターから出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プレートの樹脂製外郭は焼失していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは中間部分で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において応力の加わらない位置であった。 ●詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部に異常が認められないことから、電源コードが外力により損傷して短絡し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A201600340 平成28年8月13日(千葉県) 平成28年9月26日	電気湯沸器	(重傷1名) 乳児が当該製品から出た お湯で火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、ロック解除キーを押下して、ロックを解除した状態で給湯キーを押下しないと、湯が吐出ししない製品である。 ○当該製品のロック機構に異常は認められず、正常に動作した。 ○当該製品に湯漏れ等の異常は認められなかった。 ○当該製品は、居室の床に置かれており、他に事故の原因となるような製品はなかった。 ●事故発生時の詳細な状況は不明であるが、給湯ロック機構を含め、当該製品に異常が認められなかったことから、乳児が当該製品に手を乗せた際、ロック解除キーを押下後、給湯キーが押下されたために湯が吐出し、火傷を負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
10	A201600346 平成28年9月19日(静岡県) 平成28年9月30日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外観は、前面ガラス、液晶パネル及びリアパネルが中央付近で直線状に折れ曲がっていた。 ○当該製品の内部は、外観の折れ曲がりと一致する箇所、板金の折れ曲がり、基板の破損、リチウムイオン電池セル表面のへこみ、破れが認められた。 ○電池セル内部の電極は、表面のへこみと一致する箇所に焼損が認められ、焼損は内側層より外側層の方が強かった。 ○当該製品の事故発生以前の使用状況は不明であり、折れ曲がりが生じた経緯は特定できなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に外力が加わって折れ曲がり、内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡を起こして異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
11	A201600402 平成28年9月15日(兵庫県) 平成28年10月21日	電気ポンプ(井戸用)	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の樹脂製ポンプカバー及び電装ボックスの外枠が著しく焼損していた。 ○電装ボックス内の基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○モーター及び始動コンデンサーに出火の痕跡は認められなかった。 ○吸入口と吐出口に詰まりは認められなかった。 ○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において応力が加わる位置ではなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードに過度な応力が加わって断線、スパークし、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
12	A201600457 平成28年11月11日(埼玉県) 平成28年11月18日	ルーター(パソコン周辺機器)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外郭は全て焼損していた。 ○内部基板はLED(表示ランプ)部が焼失し一部欠損が認められたが、DCジャック等を含む電源回路部に出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の内部基板の実装部品は焼失していたが、銅箔パターンが残存していた。 ○付属品ACアダプターのDCプラグは確認できなかったが、ACアダプター本体に異常は認められなかった。 ○最も焼損の著しい箇所に他社製ルーターが設置されており、そこから最も離れた箇所に当該製品が設置されていた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	A201600452(ルーター(パソコン周辺機器)),A201600458(光回線終端装置(パソコン周辺機器))と同一事故
13	A201600458 平成28年11月11日(埼玉県) 平成28年11月18日	光回線終端装置(パソコン周辺機器)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外郭は全て焼損していた。 ○内部基板の実装部品は、一部が周辺に脱落し、残りは全て焼失していたが、内部基板の銅箔パターンに溶融は認められず、出火した痕跡は認められなかった。 ○付属品ACアダプターのDCプラグは確認できなかったが、ACアダプター本体に異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	A201600452(ルーター(パソコン周辺機器)),A201600457(ルーター(パソコン周辺機器))と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A201600463 平成28年11月15日(大阪府) 平成28年11月21日	液晶テレビ	(火災) 当該製品の電源プラグをコンセントに接続したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はインバーター基板以外に焼損が認められず、焼損箇所は直流高電圧(1000V)の両極ランド部であった。 ○当該製品の内部に小動物(ゴキブリ)の死骸があり、多量の糞が認められた。 ○その他の電気部品に異常は認められなかった。 ○当該製品には、放熱のために最小限必要な幅約1mmのスリットがあった。 ●当該製品内部に小動物が侵入したことでインバーター基板上の高電圧の異極間で短絡が生じ、基板及び小動物を焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
15	A201600485 平成28年11月13日(大阪府) 平成28年11月28日	電気こんろ	(火災) 当該製品の上に置いていた電気製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はマンションに設置されており、入居者の親族が、当該製品が接続された電気系統用のブレーカーを入れたところ、約10分後に火災が発生し、当該製品の上に置かれていたIH調理器を焼損した。 ○当該製品の火力調整つまみは「切」の位置であったが、ロータリースイッチは、6段階中5段階(熱量:中)の位置であった。 ○火力調整つまみはロータリースイッチとの軸の嵌合(かんごう)部が割れており、ロータリースイッチの軸に対して空回りする状態であった。 ○電源ランプは、ロータリースイッチの軸の動きに対して正常に点灯した。 ○トッププレート、ヒーター及びコントローラー内部にさびや溶融等の異常は認められなかった。 ○事故発生以前から、当該マンションの管理者は当該製品の火力調整つまみが故障していることを認識しており、当該製品用のブレーカーを落とし、当該製品の代替えとして、IH調理器を当該製品の上に置いていた。 ○マンションの管理者は、入居者及びその親族に当該製品が使用できない旨を伝えていなかった。 ●当該製品は、火力調整つまみが破損して電源が切れなくなっていたため、当該製品用のブレーカーを落として通電を停止させていたが、容易に復帰できる状態であり、またマンションの管理者が入居者へ当該製品を使用しない旨を伝えていなかったことから、入居者の親族がブレーカーを入れた際に、当該製品のヒーターに通電され、当該製品の上に置かれていたIH調理器が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
16	A201600491 平成28年11月8日(富山県) 平成28年11月30日	延長コード	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は3口のスイッチ付き延長コードであり、タップ部が焼損していたが、最も焼損が著しい差込み口に電気製品は接続されていなかった。 ○他の2口の差込み口には、パソコン及びスマートフォンのACアダプターが接続されていたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた各ACアダプター及び当該製品の刃受金具に出火の痕跡は認められなかった。 ○その他のスイッチ部、刃受金具、電源コード等に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
17	A201600498 平成28年11月18日(千葉県) 平成28年12月2日	電子レンジ	(火災) 火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、前面のドア部及び操作部の一部に焼損が認められたが、その他の部分に焼損は認められなかった。 ○電源プラグ及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○製品内部の電気部品、配線等に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品へ通電したところ、操作部の液晶表示及び液晶バックライトが点灯した。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
18	A201600519 平成28年11月29日(大阪府) 平成28年12月12日	電子レンジ	(火災) 当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外郭及び機械室に出火の痕跡は認められなかった。 ○温度ヒューズ及び電流ヒューズは溶断(断線)していなかった。 ○ターンテーブルは、回転用のギヤが固着していた。 ○タイマー内部の接点間に溶着は認められなかったが、駆動用のギヤにクラックが入っていた。 ○当該製品の動作を確認したところ、ターンテーブルは回転せず、タイマーが途中で停止した。 ○当該製品は、店舗の休憩室で使用されており、約1か月前からタイマーが途中で止まり、加熱が継続される状態であったが、継続使用されていた。 ●当該製品がのタイマーが故障し、加熱が停止しない状態であったにもかかわらず使用したため、加熱中の食品が過加熱により発火したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「故障時は使用を中止し、修理を依頼する。」旨、記載されている。</p>	
19	A201600541 平成28年12月12日(静岡県) 平成28年12月26日	脚立(三脚、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、右腕を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、樹木のせん定作業中に、樹木から当該製品に乗り移ろうとして転倒した。 ○当該製品は、後支柱が上部の補強材との端部付近で折損しており、破損した後支柱は折損部付近で昇降面から見て左方向に変形していた。 ○後支柱破損部の破面に汚れは認められず、過大な力で折損した様相であった。 ○後支柱の寸法、材質及び強度に異常は認められなかった。 ●事故発生時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に折損に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
20	A201600550 平成28年12月14日(滋賀県) 平成28年12月27日	電気ストーブ	(火災、重傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は全体的に著しく焼損し、外郭樹脂部は溶融して脱落していた。 ○電源コードが断線していたが、断線部に溶融痕は認められなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品はベッドの足側付近に設置されており、ベッドの向かい側の机下のゴミ箱周辺が著しく焼損していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
21	A201600571 平成28年12月25日(千葉県) 平成29年1月6日	脚立(伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 工場で当該製品を脚立として使用中、転落し、臀部を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が工場において機械のチェーンガイドにチェーンを通すため、当該製品を脚立状態にして天板から1段下の踏ざんに乗り、チェーンを押し下りたりする作業をしていたところ、転落した。 ○当該製品は、支柱の先端に伸縮脚を備えており、段差等に合わせて支柱の長さを調節可能な製品であり、事故発生時は4本とも最大長まで伸ばした状態で設置されていた。 ○当該製品が設置されていた床面はコンクリートで、段差等はなかった。 ○伸縮脚の1本が支柱端部で折損し、破断面には延性破壊を示すディンプルが認められ、伸縮脚が折損した支柱は、内側に僅かに曲がっており、白化が認められた。 ○当該製品の支柱の肉厚及び硬度に異常は認められなかった。 ○同等品は、製造時の耐荷重性能試験において、踏ざん及び支柱端部に異常は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、伸縮脚の肉厚及び硬度に異常が認められないことから、使用者が当該製品の上で作業中、バランスを崩して当該製品が転倒し、使用者が当該製品の上に落下し、伸縮脚が折損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A201600577 平成28年12月19日(長野県) 平成29年1月12日	凍結防止用ヒーター(水道用)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○集合住宅の給湯器の配管に施工されている当該製品のヒーター線から出火した。</p> <p>○配管のL字部分に設置されていた箇所ヒーター線が断線しており、近傍のヒーター線にねじれが確認され、この部分だけはヒーター線を巻き付けて設置していた。</p> <p>○同等品のヒーター線を渦状に重ね合わせて雰囲気温度20℃の部屋で使用したところ、ヒーター線の最高温度は渦の中間辺りで約175℃に達し、試験後、表面樹脂は一部が溶着していた。</p> <p>○同等品のニクロム線を露出させて、両極を断続的に接触させたところ、スパークが生じ、繰り返し行くと芯線へ着火した。</p> <p>●当該製品の施工時にヒーター線の一部が重なり、さらにねじれた状態で設置していたため当該部が異常発熱し、表面樹脂が溶融することでニクロム線が露出し、ニクロム線同士の接触により生じたスパークで周囲の保温材に着火、燃焼したものと推定される。</p> <p>なお、製品カタログには、「ヒーター同士重なったり、ねじれたりしないように取り付ける。」旨、記載されている。</p>	
23	A201600599 平成29年1月15日(長野県) 平成29年1月17日	除雪機(歩行型)	(死亡1名) 使用者(60歳代)が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになり、病院に搬送後、死亡が確認された。	<p>○使用者が当該製品を後進させている最中に転倒し、当該製品の下敷きになる事故が発生した。</p> <p>○事故発見時は、エンジンが掛かった状態で、ギヤはバック、左右のクラッチは両方とも入っていた。</p> <p>○当該製品は1982年製であり、デッドマンクラッチやセーフティレバー等の安全装置は搭載されていなかった。</p> <p>○当該製品は正常に作動し、前進、後進、旋回及び停止動作並びに操作盤に異常は認められなかった。</p> <p>○事故の目撃者がいないことから、詳細な使用状況は不明であった。</p> <p>●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品を後進中に転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
24	A201600603 平成28年11月5日(埼玉県) 平成29年1月19日	靴(パンプス)	(重傷1名) 当該製品を履いて歩行中、転倒し、足を負傷した。	<p>○使用者は、当該製品を履いて自宅マンション敷地内の1階裏口からドアを開けて段差のある舗装路へ出た時に、左の靴のヒール部分が右の靴のリボンの輪の中に入るか、引っ掛かり、転倒して骨折したとの申出内容であった。</p> <p>○事故発生現場の1階裏口のドアは右側にドアノブが取り付けられてある外開きのドアで、外の舗装路とは21cmの段差があり、舗装路には泥よけマットが敷かれていた。</p> <p>○当該製品の右足のアッパーつま先部分に2か所とヒール部分に2か所の擦過痕が認められたが、その他のアッパー及び靴底に傷、打痕等の異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の右足のアッパーつま先部分に取り付けられているリボンの左側端部の位置が通常の取付け位置から前方に約10mmずれているのが認められた。</p> <p>○当該製品と同じようにアッパーのつま先部分にリボンの付いた他社類似品と当該製品のリボンの形状を比較した結果、大きな差は認められなかった。</p> <p>○被験者4名で、当該製品、同等品及び他社類似品2足を使用して、靴のヒール部分のリボンへの引っ掛かり等の有無を確認するため、事故現場を再現した歩行試験を実施した結果、いずれも転倒に至るような引っ掛かり等は認められなかった。</p> <p>○同等品及び他社類似品2足について、第三者機関にて滑り抵抗試験(ISO 13287)、ヒールの取付強さ(ISO 22650)及び表底のはく離強さ(JIS T 8101)を実施した結果、同等品は他社類似品2足と比べて同等又はそれ以上の性能であった。</p> <p>●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に引っ掛かり等の異常は認められないことから、使用者が段差のある舗装路へ下りる際、靴のヒール部分がリボンや泥よけマットに引っ掛かる等してバランスを崩し、転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
25	A201600611 平成29年1月4日(愛知県) 平成29年1月23日	電気毛布	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○事故発生時、当該製品はコントローラーの電源スイッチが「切」の位置であった。</p> <p>○当該製品は毛布部分の焼損が著しく、ヒーター線が焼損、断線していたが、断線部に溶融痕は認められなかった。</p> <p>○コントローラーに出火の痕跡は認められず、電源スイッチの接点は溶着していなかった。</p> <p>○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、二次痕であった。</p> <p>●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
26	A201600612 平成29年1月7日(富山県) 平成29年1月23日	電気毛布	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、室内は無人であり、当該製品の電源プラグは電源に接続されていなかった。 ○当該製品は、一隅を中心として、約1/6が焼損していた。 ○電源コード及びヒーター線の一部が焼損していたものの、溶融痕は認められなかった。 ○その他の電気部品等に焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
27	A201600613 平成28年12月27日(埼玉県) 平成29年1月24日	電気ストーブ (カーボンヒーター)	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源コードは、店舗陳列棚上部から垂れ下がった延長コードに接続され、宙づりになった状態で置かれ、余った部分は陳列棚下に押し込まれていた。 ○当該製品の電源コードは中間位置で被覆が焼失し、素線が断線して屈曲の痕跡が認められた。 ○当該製品の本体に異常は認められなかった。 ●当該製品の電源コードが踏みつけや屈曲の繰り返しにより、内部の素線が半断線し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
28	A201600622 平成29年1月15日(埼玉県) 平成29年1月27日	ブルーレイレコーダー(リモコン)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、乾電池式のメインリモコン及びサブリモコンからなる、ブルーレイレコーダーの付属品であり、2台がテーブル上に並んだ状態で焼損していた。 ○2台ともにテーブルに置いた表面側である操作面の焼損が特に著しかった。 ○製品内部の電気部品及び乾電池から出火した痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
29	A201600626 平成28年12月26日(大阪府) 平成29年1月27日	電動歩行車	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で歩行中、転倒し、胸を負傷した。	○当該製品は、ゆがみ、がたつき等の性能に影響を及ぼすような損傷はなかった。 ○当該製品の各車輪の動作は円滑であり、操作性に問題はなかった。 ○当該製品の手動ブレーキに異常はなかった。 ○当該製品のモーターによるアシスト機能及びブレーキ制御機能に異常はなかった。 ○使用者は下り坂との交差点を左折した際に転倒したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況は確認できなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
30	A201600631 平成29年1月13日(富山県) 平成29年1月30日	液晶テレビ	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○事故発生時、当該製品は待機状態であった。 ○当該製品の焼損は著しく、正面から見て右側が半分程度、焼失していた。 ○当該製品の基板、配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A201600672 平成29年1月31日(静岡県) 平成29年2月14日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生当時、使用者は当該製品を脚立状態にして、上から2段目の踏ざんに乗り天板をまたいだ状態で作業をしていた。 ○当該製品の昇降面の片側は、下から3段目の踏ざんが、昇降面から見て左支柱が折損し、右支柱が曲折していた。 ○左支柱の折損部には、過大な力が加わって折損したことを示すしわが認められた。 ○折損や曲折した支柱の寸法、肉厚及び強度に異常は認められなかった。 ○当該製品は、JIS規格に適合している。 ●詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
32	A201600673 平成29年1月22日(静岡県) 平成29年2月14日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は事故発生時に運転していなかった。 ○当該製品は全体に焼損しており、樹脂部品は焼失していた。 ○ファンモーター、コンプレッサー、接続端子台、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:不明 (製造時期から7年と推定)
33	A201600675 平成29年1月13日(沖縄県) 平成29年2月14日	電気毛布	(重傷1名) 当該製品を使用中、右足に低温火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の温度設定を中程度(全8段階中5段階目)に調節して使用し、約5時間就寝したところ、右足かかとに低温火傷を負った。 ○当該製品に損傷やヒーター線の偏り等の異常は認められなかった。 ○当該製品について、JIS C 9210(電気毛布)に基づく温度試験を実施したところ、異常発熱は認められなかった。 ○就寝時における当該製品の詳細な状態は不明であった。 ○取扱説明書及び当該製品に添付の注意喚起ちらしには、「比較的低い温度でも、皮ふの同じ箇所が長時間触れていると、低温火傷に至ることがある。」旨、記載され、取扱説明書には、「低温火傷の原因となるので、丸めたり身体に巻き付けて使用しない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
34	A201600708 平成28年12月12日(静岡県) 平成29年2月21日	USBケーブル	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、マイクロUSBプラグの樹脂部分が溶融、焼損していた。 ○マイクロUSBプラグの金属製シェルの内面に発熱痕が認められた。 ○マイクロUSBプラグ内部の電源用端子ピンに変形が認められた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のマイクロUSBプラグ内部の電源用端子ピンに過度な外力が加わって変形し、金属製シェルとの間で電気的な抵抗を持って短絡状態となり、異常発熱が生じて焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
35	A201600735 平成28年12月19日(岐阜県) 平成29年3月2日	リチウム電池内蔵充電器	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、机の上に当該製品と他社製リチウム電池内蔵充電器が置かれていた。 ○当該製品の焼損は著しいが、外装缶に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○他社製リチウム電池内蔵充電器は、破損した樹脂製外郭ケースの外側に焼損は認められず、内部のリチウムイオン電池セル5本のうち、1本のみが焼損しており、焼損した電池セル内部の電極が著しく焼損していた。 ●他社製リチウム電池内蔵充電器のリチウムイオン電池セルの不具合により、異常発熱し、出火したものと推定されることから、当該製品は外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	・A201700006(リチウム電池内蔵充電器)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
36	A201600743 平成29年2月18日(三重県) 平成29年3月6日	電気掃除機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用中に吸引力が低下したためダストボックスを掃除したところ、ダストボックスのフィルターに虫が付着していたため、殺虫剤を10秒ほど噴射し、その後使用を再開したところ、本体後部から出火した。 ○当該製品の外観は、本体後部の排気口付近の樹脂製外郭ケースが焼損していた。 ○本体内部は、吸引モーターの排気フィルター周辺及び後部のコードリール周辺の焼損が強かったが、吸引モーターやコードリールに出火の痕跡は認められなかった。 ○メイン基板、内部配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のダストボックスのフィルターに殺虫剤を噴射した後、使用を再開したため、ダストボックス内や周辺に滞留した可燃性ガスを吸引し、可燃性ガスに吸引モーターの火花が引火して、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「引火性(可燃性ガス(スプレー)等)のものを吸わせない。爆発、火災等の原因になる。」旨、記載されている。 	
37	A201600751 平成29年2月20日(熊本県) 平成29年3月9日	液晶テレビ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品の電源プラグはコンセントに差し込まれていなかった。 ○当該製品の電源コードの被覆が一部焼失し、芯線が露出していたが、短絡等の異常は認められなかった。 ○当該製品の電源コードの被覆が焼失した部分を補修してコンセントに差し込んだところ、正常に動作した。 ○当該製品内部の制御基板、電源基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	A201600771(延長コード)と同一事故
38	A201600754 平成29年2月19日(静岡県) 平成29年3月10日	電気ストーブ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、寝具の横に当該製品を置いて電源を入れ、その場を離れていた。 ○当該製品は自立した状態で焼損しており、前面の焼損が著しく、前面ガード及び天面には繊維状の焼損物が付着していた。 ○当該製品の電源スイッチ、転倒時オフスイッチ、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、当該製品の前面ガードに繊維状の可燃物が接触し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
39	A201600756 平成29年3月1日(東京都) 平成29年3月10日	収納家具(コンセント付家具)	(火災) 事務所で当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品に組み込まれたコンセントは、接続可能な消費電力が1200Wであり、延長コード経由で電気ポット2台(合計消費電力約1970W)を日常的に接続、使用していた。 ○当該製品のコンセントは、差込口を中心に外観に焦げがあり、差込口の両方に焼損が認められた。 ○コンセント内部の刃受金具は、両方もも表面に変色が認められた。 ○電源プラグは両方の栓刃カシメ部に焦げが認められた。 ○当該製品のコンセントに接続されていた延長コードは、電源プラグの両方の栓刃根元周辺に異常発熱の痕跡が認められた。 ●当該製品のコンセントに接続可能な消費電力を超えて電気製品を接続し使用していたため、コンセント部で異常発熱し、差込口が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書及び注意ラベルには、「電源容量は1200Wを超えない。容量オーバーは火災の原因となる。」旨、記載されている。 	
40	A201600759 平成28年9月28日(静岡県) 平成29年3月13日	ウォーターサーバー	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、本体右側面下部の後方から燃え広がった様相を呈していた。 ○電源コードは、背面右下にある本体出口部分から約25cmの位置で断線し、断線部に熔融痕が認められたが、通常の使用において応力の加わる位置ではなかった。 ○電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○本体内部の、コンプレッサー、ヒーター、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、電源コードに過度な応力が加わって断線、スパークし、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
41	A201700008 平成29年3月5日(福岡県) 平成29年4月4日	布団乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のタイマーを90分に設定して運転を開始したところ、約25分後に火災が発生した。 ○当該製品は、本体右側のコードプロテクター部周辺の焼損が著しかったものの、当該部に位置する電源コード及びモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○電源基板、内部配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
42	A201700014 平成29年3月9日(愛知県) 平成29年4月7日	延長コード	(火災) 当該製品を延長コードに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品のタップ部に電気製品は接続されていなかった。 ○当該製品は電源コードが途中で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において応力が加わる位置ではなかった。 ○電源コードの焼損していない部分の被覆は、柔軟性が残っており、亀裂等の異常は認められなかった。 ○電源プラグ及びタップ部に出火の痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において応力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
43	A201700030 平成28年12月20日(福岡県) 平成29年4月14日	介護ベッド用手すり	(重傷1名) 施設で使用者(80歳代)の左腕が当該製品の隙間に挟まり、負傷した。	○使用者がベッドから立ち上がろうとした際に、ベッドから落ちて当該製品のパイプの間に左腕が入り込み、身動きができなくなった。 ○当該製品には変形や破損等の異常は認められなかった。 ○事故発生時の使用者の状態を再現したところ、右手を床について身体の重さを支えて左腕に加わる荷重を抜くか、右手で当該製品の枠パイプをつかんで身体の重さを支えて左腕に加わる荷重を抜くことで、入り込んだ左腕を抜き出すことが可能であった。 ○当該製品の各部隙間寸法等は、JIS規格に適合していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	